

令和6年度白井市敬老会行事業務（〇〇小学校区）委託仕様書

1 件名

令和6年度白井市敬老会行事業務（〇〇小学校区）委託

2 業務目的

小学校区内（全域）の75歳以上高齢者を対象とした敬老会を開催し、多年にわたり社会に貢献してきた高齢者を敬愛し、長寿を祝うとともに、広く市民が高齢者の福祉について関心と理解を深め、高齢者の生きがいづくりに資することを目的とする。

3 委託額及び委託期間

(1) 委託額

基本額100,000円に〇〇小学校区内の75歳以上人口（令和6年3月31日現在）の1割に500円を乗じた金額を加えた金額（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

(2) 委託期間

委託契約締結の翌日から令和6年12月27日まで

4 敬老会行事の概要

(1) 開催時期

令和6年9月1日から11月30日まで

(2) 開催場所

〇〇小学校区内

(3) 参加対象者

小学校区内に居住する75歳以上の高齢者

5 業務内容

(1) 業務計画書の作成

受注者は契約締結後、1月以内に具体的な実施内容・実施計画（スケジュール）等について業務計画書を作成、提出し、発注者の承認を得ること。

業務計画書を変更する場合は、業務委託変更承認申請書を発注者に提出し、承認を得ること。

(2) 広報業務

敬老会を効果的に周知するための広報を企画し、実施すること。

(3) 敬老会開催業務

会場レイアウトや装飾などの必要な事項を決定し、開催準備、当日の進行、開催後の撤収等敬老会の開催に関するすべての管理・運営を行うこと。

(4) 記録（写真）・アンケートの作成

ア 記録（写真）

敬老会の様子を撮影し、業務完了時に写真を提出すること。

イ 参加者アンケートの作成・集計

参加者アンケートを作成し、配布・回収すること。また、回収後、集計結果を報告すること。

(5) 実績報告書の作成

業務終了後、1月以内に実績報告書を提出すること。

6 業務遂行にあたっての留意事項

- (1) 気象警報などのために対策が必要と判断した場合は、発注者から中止や延期などの指示をする場合がある。
- (2) 開催中に発生した事故については、速やかに発注者に報告すること。
- (3) 発注者が行う高齢者の活動の機会に関する周知への協力をする事。

7 業務委託料の支払い

委託料は原則、完了払とする。前金払いを請求する場合は、事前に発注者と協議すること。

受注者は、業務が完了した時は遅滞なく実績報告書を提出すること。発注者は業務の完了を確認し、受注者の請求のあった日から30日以内に一括して支払う。

8 再委託

本業務の全部を第三者に委託してはならない。

9 秘密の保持

本業務において知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。なお、この契約が終了後又は解除後も同様とする。

10 個人情報

本業務の履行に関して個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び個人情報の保護に関する法律施行条例を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。また、業務終了後又は解除後も同様とする。

11 その他

この仕様書に定めがない事項、又は不明な点がある場合は、その都度発注者と受注者の協議の上、決定する。